

夏にいく券募集要項（店舗・事業者用）

■ 事業の趣旨

本プロジェクトは、市民を中心とした全国の皆様からクラウドファンディングサイトを通じて、市内の店舗・事業者（以下、店舗等）への支援を募り、支援された金額を店舗等に事前入金することで、未来の収益を先に確保するプロジェクトです。支援者には、8月以降に利用できる「プレミアム付き応援チケット『夏にいく券』（以下、「チケット）」を発行します。

I. 本プロジェクトについて

1) 事業概要

- (1) 名称 キタキュウ^エ^ー^ルプロジェクト「夏にいく券」
- (2) 発行者 夏にいく券実行委員会
- (3) 実施方法 クラウドファンディングサイト「KAIKA」の活用
- (4) 資金募集期間（※掲載店舗募集期間と異なります。）
令和3年6月中旬実施予定（日程調整中）
※目標金額に達成しない場合も、プロジェクトは有効として扱います。
※目標金額を超えた場合は、支援募集を打ち切ることがあります。
- (5) 募集金額 一口 4,000円（申込口数は支援者一人当たり25口、一店舗当たり10口を上限）
※支援者が、申し込む際に、支援する店舗等を指定する仕組みです。
- (6) 応援チケット
支援金額の25%を上乗せして発行（実行委員会負担20%、店舗負担5%）
※一口4,000円の支援に対し、5,000円分の応援チケットを発行します。
- (7) チケット利用期間（予定） 令和3年8月1日（日）～11月30日（火）
※新型コロナウイルス感染症の状況によっては、利用期間を変更することがあります。
- (8) 店舗等への振込
募集期間終了後、支援を受けた店舗等へ約2週間後をめどに振込を開始します。
（プレミアム分を除く）
- (9) チケット利用可能店舗 申込時に指定した店舗に限る

2) 応援チケット取り扱い厳守事項

- ① チケットは飲食の提供に限り利用可能です。
- ② チケットと現金の交換は禁止しています。
- ③ チケット額面以下の利用であってもお釣りは渡さないでください。
- ④ 不足分は現金等で受け取ってください。
- ⑤ 店舗等で独自にチケットの利用対象外となるサービスなどを定める場合は、あらかじめ利用者が認識できるよう、店内掲示、チラシ等にその旨を示してください。
- ⑥ 他割引企画との併用不可やポイント加算対象外、チケット使用上限額などを定める場合は、あらかじめ利用者が認識できるよう、店内掲示、チラシ等にその旨を明示してください。

- ⑦ 利用期間を過ぎたチケットは受け取らないでください。
- ⑧ チケットの盗難・紛失、滅失又は、偽造、模造等に対して、発行者（実行委員会）は責を負いません。

3) チケットの利用対象にならないもの

- ① 飲食以外のサービス提供
- ② 出資や債務の支払い（税金・振込代金・振込手数料・保険料・電気・ガス・水道・電話料金等）
- ③ 有価証券、金券、商品券（ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、店舗が独自発行する商品券等）、旅行券、乗車券、切手、はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- ④ たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入（電子たばこを含む）
- ⑤ 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- ⑥ 土地・家屋購入、家賃、地代、駐車料（一時預かりを除く）等の不動産に関わる支払いその他、各利用可能店舗が指定するもの
- ⑦ 現金との換金、金融機関への預け入れ
- ⑧ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などに要する支払い
- ⑨ 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

II. 利用取り扱い店舗等の募集概要について

1) 参加資格

- (1) 市内に店舗を有する食品衛生法上における飲食店営業の許可を受けている飲食店で、福岡県が定める「感染防止宣言ステッカー」に登録し、店舗に掲示していること（中小企業者及び個人事業主の方に限る。宅配、テイクアウトのみの店舗は対象外とする。なお、大手フランチャイズチェーンに加盟する者は除く。）。但し、次に該当する事業者を除く。
 - ① 「風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客の射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などの店舗等の営業を行っている者
 - ② 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている者
 - ③ 上記3) [チケットの利用対象にならないもの]に記載の取引、商品のみを取扱う店舗等
 - ④ 北九州市の入札参加停止の措置若しくは入札参加除外の措置を受けている者
 - ⑤ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当する者及び刑法（昭和40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年

法律第131号)第247条の規定に基づく公訴を提訴されている者等

- ⑥ 役員等（法人にあって非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - ⑦ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
 - ⑧ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
 - ⑨ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
 - ⑩ 役員等が、暴力団又は、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - ⑪ 申請時に営業実態のない店舗・事業者（緊急事態宣言による臨時休業は除く）
- (2) 5月7日に福岡県に発令された緊急事態宣言に伴う休業要請や営業時間の短縮の要請に応じている、もしくは、要請対象外の方
 - (3) 本プロジェクトの趣旨を理解し、チケット利用期間（8月～11月）に営業を実施できる方
 - (4) 自ら本プロジェクトを広めることで、自店舗の支援者を集める意思のある方
- ※参加資格や営業実態が確認できない場合は、登録内容を削除させていただくことがありますので、ご了承ください。

2) 利用取扱店舗の責務等

次に掲げる事項について、遵守していただきます。

- ① 利用者が使用するチケットについて、受け取って問題ないか、自店舗のチケットかどうかの確認を必ず行ってください。なお、明らかに色合いが違うなど、偽造されたチケットと判別できる場合は、チケットの受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察へ通報してください。確認用として事前に配布する見本券は、チケットを取り扱うすべての従業員等に周知してください。
- ② チケットを受け取った際は、再流出を防ぐためチケットに店舗印などを押印し、使用済みであることを明確にしてください。
- ③ 使用済みのチケットより「プレミアム付与分」を換金する際、入金を確認するまで、使用済みチケットの写しなどの控えを大切に保管してください。
※この控えがない場合は、振込金額に差異があっても異議申し立てができませんので、ご注意ください。なお、控えがある場合でも、振り込み後、2週間を過ぎてからの異議申し立てはできません。
また、登録時の店舗名とチケットに記載の店舗名が異なると換金できませんので、ご注意ください。
- ④ プレミアム分の換金については、利用期間中における飲食に使用されたチケットのみ換金可能です。
- ⑤ 支援金の入金は原則口座振込となります。なお、入金に関する手数料はすべ

て事務局にて負担します。

- ⑥ チケットの交換又は売買は行わないでください。
- ⑦ 支援者への店舗に関する情報発信は、各自で行ってください。
- ⑧ 店舗・事業者の代表者本人及びその家族、役員、従業員（パート、アルバイト等も含む）などの関係者による自店舗のチケット購入は、本プロジェクトの趣旨にそぐわないため、行わないでください。なお、このような事実があった場合、発行したチケットは無効とし、精算には応じません。

3) 店舗登録申込について

(1) 申込方法

本プロジェクトに参加希望の店舗は、この「募集要項」に同意のうえ、次のいずれかの方法により申請してください。

- ① インターネット（北九州市電子申請システム）での申請

【春にいく券に参加された方（継続申込）】

<https://ttzk.graffer.jp/city-kitakyushu/smart-apply/apply-procedure-alias/summerticket-keizoku>

【春にいく券に参加されていない方（新規申込）】

<https://ttzk.graffer.jp/city-kitakyushu/smart-apply/apply-procedure-alias/summerticket-shinki>

- ② 所定の「登録申込書」をFAXにて申請

提出先：「夏にいく券」運営事務局（K a n o プランニング株式会社内）

FAX番号 093-571-0756

(注) 申込1件につき、1店舗となります。系列店などで複数申し込む場合は、店舗ごとに申請をおこなってください。

(2) 申込期間

令和3年5月21日（金）～ 6月3日（木）

(3) 添付書類

- ① 営業許可書 ※住所が記載されているもの
- ② 代表者の本人確認ができるもの（運転免許証、マイナンバーカードなど）
- ③ 振込先口座が分かるもの ※通帳の口座名義（カナ）、口座番号が分かる部分
- ④ 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）※法人の場合のみ

※春にいく券に参加された店舗（継続申込の方）は原則添付書類の提出は不要です。ただし、登録情報に変更がある場合は、「変更していることが確認できる書類」をご提出いただく必要があります。

(4) 登録・承認

- ① 申込内容に基づき、サイト内に店舗情報を掲載します。
- ② 次に該当する場合は、登録の取り消し又は、掲載を削除します。
 - ・ 申込内容に虚偽・不備等があった場合
 - ・ 参加資格や営業実態が確認できないといった理由等で、実行委員会が申込内容より登録を取り消すと判断した場合

(5) その他留意事項

- ① 利用可能店舗の情報（店舗名称・所在地・電話番号・業種等）はホームページなどに掲載します。
- ② 「募集要項」に違反する行為が認められた場合で、入金済の支援金の返金や賠償金の発生等が生じた際は請求する場合があります。
- ③ 「募集要項」に定めのない事項に関しては、実行委員会がその都度対応を決定します。
- ④ 法人、個人問わず、必ず代表者の方がお申し込みください。

4) 振込及びプレミアム分の換金について

(1) 振込について

募集期間終了後、支援を受けた店舗へ、約2週間後をめどに指定の口座へ振込を開始します。（プレミアム分は除く）

(2) プレミアム分の換金について

飲食の提供においてチケットを受け取った店舗等は、プレミアム相当分について換金手続きを行っていただきます。

- ① 換金請求期間 令和3年9月1日（水）～令和4年12月24日（金）
※期間を過ぎてからの受付には、一切応じられませんので、ご注意ください。
- ② 換金方法
換金方法については、参加店舗に対して別途詳しくご案内します。
なお、精算の際に売上傳票等飲食の提供が確認可能な書類を求める場合があります。

《参考：プロジェクトの流れ》

